

○群馬県警察法規審査要綱の制定について（例規通達）

平成15年10月7日群本例規第31号（務）警察本部長

改正

平成22年3月群本例規第6号（務）
平成23年2月群本例規第5号（総企）
平成25年3月群本例規第6号（総企）
平成25年6月群本例規第22号（総企）
平成27年3月群本例規第8号（総企）
平成31年2月26日群本例規第7号（務）
令和3年6月25日群本例規第16号（広）

群馬県警察の適正かつ効率的な運営に資するため、別添のとおり群馬県警察法規審査要綱を制定したから、事務処理上誤りのないようにされたい。

別添

群馬県警察法規審査要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、群馬県警察の公文書の管理に関する訓令（令和3年群馬県警察本部訓令甲第5号）第33条第2号の規定による法規及び例規通達等の制定、改正又は廃止（以下「制定等」という。）に係る起案文書の審査について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第1条の2 この例規通達において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）法規 群馬県条例、群馬県規則、群馬県公安委員会規則、群馬県公安委員会規程及び群馬県警察本部訓令甲

（2）例規通達等 例規通達並びに公安委員会及び警察本部長の告示及び公告
（法規審査及び準法規審査）

第2条 群馬県警察の適正かつ効率的な運営に資するため、法規の制定等に係る起案文書の審査（以下「法規審査」という。）を行うものとする。

2 前項の法規審査のほか、例規通達等の制定等に係る起案文書については、法規審査に準じた審査（以下「準法規審査」という。）を行うものとする。

（法規審査の手続）

第3条 本部所属長は、法規審査に付する起案文書がある場合は、警務部警務課長（以下「警務課長」という。）の審査を経て、群馬県警察の処務に関する訓令（平成11年群馬県警察本部訓令甲第7号）第42条第1項に規定する部長会議及び企画調整会議（以下「部長会議等」という。）に審議事項として付議するものとする。ただし、急を要する場合その他の理由により、部長会議等に審議事項として付議することができないときは、次の各号に掲げる会議について、それぞれ当該各号に掲げる者の合議を受けるものとする。

（1）部長会議 警務部長、生活安全部長、地域部長、刑事部長、交通部長、警備部長、警務部首席監察官、警務部総務統括官、警務部警務統括官及び警務部会計統括官

（2）企画調整会議 警務部総務課長、警務部広報広聴課長、警務部会計課長、警務部監察課長、生活安全部生活安全企画課長、地域部地域課長、刑事部刑事企画課長、交通部交通企画課長及び警備部警備第一課長

（法規審査分科会）

第4条 法規審査に資するため、企画調整会議の下部組織として法規審査分科会（以下「分科会」という。）を設置する。

2 分科会は、前条の規定により部長会議等に審議事項として付議するもの（以下「付議事項」という。）の審査に従事し、部長会議等の補佐を行うものとする。

3 分科会の会長（以下「会長」という。）は警務部警務課企画官をもって充て、構成員は次に掲げる職にある者をもって充てるものとする。

（1）警務部警務課（以下「警務課」という。）、生活安全部生活安全企画課、地域部地域課、刑

事部刑事企画課、交通部交通企画課及び警備部警備第一課の企画を担当する課長補佐

- (2) 警務部広報広聴課の情報公開を担当する課長補佐
- (3) 警務部会計課の予算を担当する課長補佐
- (4) 警務部監察課の監察を担当する課長補佐

4 会長は、起案所属の担当者その他の会長が指名する者を分科会に出席させることができる。

5 分科会は、必要により会長が招集するものとする。

6 分科会の庶務は、警務課において処理するものとする。

(定例的な法規等の審査)

第5条 第3条の規定にかかわらず、制定等をしようとする法規が次に該当する場合は、警務部長及び警務課長が審査を行うものとする。

(1) 一部改正又は廃止に関するもの(次のいずれかの事項に該当すると警務部長が認めるものを除く。)

ア 内容が重要又は異例であること。

イ 複数の部門に関連すること。

ウ その他部長会議等における審査を行う必要があること。

(2) 組織、人事等に関するもののうち、事前に部長会議等の出席者に知らせることが適当でないもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、警務部長が部長会議等における審査の省略を認めるもの

2 警務課長は、前項の規定による審査を行った場合は、当該審査に係る起案文書に審査済の印(別記様式)を押すものとする。

(準法規審査の手続)

第6条 準法規審査は、警務部長及び警務課長が行うものとする。ただし、本部所属長は、内容が定例的かつ軽易と認められる公示で県報に登載しないものについては、これを省略することができる。

2 警務課長は、前項本文の規定により審査を終了した場合は、起案文書に審査済の印を押すものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、警務部長は、準法規審査を行う場合において、特に必要と認められた例規通達等は、付議事項とすることができる。この場合において、その手続は、法規審査の手続を準用するものとする。

(その他の文書の審査)

第7条 法規審査及び準法規審査のほか、特に重要な文書の起案文書については、警務部長及び警務課長が審査を行うものとする。

前文(抄)(平成31年2月26日群本例規第7号(務))

平成31年3月8日から施行する。